

庄原市耐震改修促進計画(第2期計画) 概要版

■ 1. 計画概要

本計画は、耐震改修促進法に基づき、市域の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等から市民の生命・財産等を保護することを目的とする。

●計画期間：平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度*まで（5 年間）

※広島県耐震改修促進計画（第 2 期計画）の計画期間（平成 28 年度～平成 32 年度）との整合を図る。

■ 2. これまでの取り組み（現行計画）計画期間平成 21 年度～平成 27 年度

（1）民間建築物の耐震化への取組を促す環境の整備

・民間住宅の耐震化の推進：【耐震化率】H20 年度 52.8%→ **H27 年度末 57.5%**

・民間所有の「多数の者が利用する建築物」の耐震化の推進：

【耐震化率】H20 年度 73.8%→ **H27 年度末 75.0%**

・耐震化の必要性等の知識の普及啓発、耐震化に関する相談体制の整備 など

・【補助金】耐震診断・改修補助制度、【専門家】木造住宅耐震診断設計資格者登録制度の創設

（2）多数の者が利用する建築物の計画的な耐震化（民間＋市有建築物）

・多数の者が利用する建築物の耐震化の推進：【耐震化率】H20 年度 73.2%→**H27 年度末 86.3%**

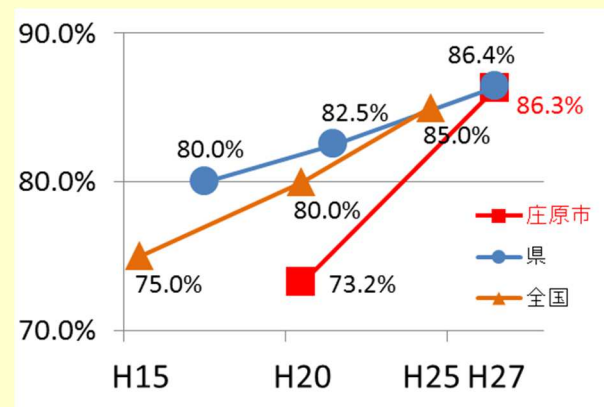
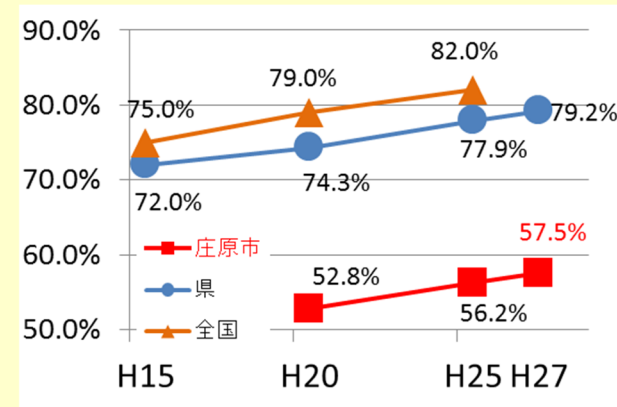
（上記のうち、市有建築物の耐震化：【耐震化率】H20 年度 69.6%→ **H27 年度末 100%**）

■ 3. 現状と課題

（1）住宅・建築物の耐震化の現状と課題

耐震化の現状・問題	今後の課題
- 住宅の耐震化は国・県と同ペース - 住宅の耐震化支援制度の利用実績が低い（耐震診断補助金利用実績：2 件／7 年間） - 民間所有の多数の者が利用する建築物の耐震化が必要	- 住宅の耐震診断・改修の啓発、支援強化（地震・耐震の知識向上や、耐震化意識の啓発を図る） - 支援制度の認知度向上、改修を行う人材の育成 - 民間所有の大規模建築物の耐震化の促進

●耐震化の推移



民間住宅の耐震化率の推移（住宅土地統計調査より） 市全体「多数の者が利用する」建築物の耐震化率の推移

（2）国の取組の方向性 ～耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月施行）～

①「多数の者が利用する」建築物の中でも、耐震上特に重要な建築物への耐震診断の義務付け等

・大規模建築物、防災拠点建築物、避難路の沿道建築物の耐震診断義務付け

・耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断結果等の公表 など

②大規模建築物等への耐震改修補助への拡充 など

■ 4. 第 2 期計画の概要

（1）耐震化の目標

前期計画の実績、耐震化の現状及び上位計画等を踏まえた上で、次のように目標耐震化率を設定する。

表 住宅の耐震化率の目標値

第 1 期実績(H21～27 年度)		第 2 期計画	庄原市	国	広島県
当初(H20年度)	52.8%	現状 (平成 27 年度末)	57.5%	82% (H25 年度)	79.2% (H27 年度)
目標(H27年度末)	75%				
実績	57.5%	目標 (平成 32 年度末)	70% (H47 年 100%)	95%	85% (H47 年 100%)
(目標達成率)	(21%)				

表（民間＋市有）多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値

第 1 期実績(H21～27 年度)		第 2 期計画	庄原市 (民間＋市有)	国	広島県
当初(H20年度)	73.2%	現状 (平成 27 年度末)	86.3%	85% (H25 年)	86.4% (H27 年)
目標(H27年度末)	90%				
実績	86.3%	目標 (平成 32 年度末)	91% (H42 年 100%)	95%	92% (H42 年 100%)
(目標達成率)	(78%)				

（2）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

●庄原市

○耐震診断・改修への支援の実施・改善検討

・現在実施中である木造住宅耐震改修補助金制度について、市民への認知度をより高めるため、住生活月間等に周知活動に務めると同時に、需要を高めるための補助内容の拡充を検討する（現制度）広報誌(4 月号)及び市 HP による周知

耐震診断：経費の 2/3、上限 4 万円

耐震改修：経費の 1/3、上限 40 万円

○人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及

【以下、新規に取組む事項】

●市有建築物の耐震診断・改修の検討

・大規模建築物以外の小規模な施設についても、被災時の施設の重要性を考慮し、耐震診断・改修を検討していく

●大規模建築物の耐震改修の支援制度の創設検討

・建物所有者の耐震化へ向けた意識啓発を行いながら、県との協調による補助制度の創設を検討する

●多数の者が利用する民間の建築物の耐震化支援制度の創設検討

●広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援制度の創設検討

●重点的に耐震化を促進する建築物（耐震性能が不十分な建築物が対象）（県指定）

①大規模建築物・・・不特定多数が利用し、誰もが被災する可能性があるため

②防災拠点建築物・・・防災業務の中心となる建築物であり、代替が困難な施設のため

③避難路沿道建築物・・・広域緊急輸送道路沿道の建築物であり、救援・救護活動に必要なため

●民間の建物所有者等

※建築物の所有者は、耐震診断を行い、耐震化の対策を自らの問題、地域の問題として捉え、自発的に耐震診断・改修を行うよう努める。

○総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋根瓦、屋外広告物等の落下防止対策

○地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

●建築関係団体等

※総合的で適切な助言を行い、行政と連携を図り、適切な技術的支援を行う。

○耐震診断・改修の相談窓口の設置

○耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発

○耐震診断・改修に関する講習会の開催など技術の向上

○耐震改修の工法開発